

## 令和7年度（2025年度）第1回教育委員会（4月定例会）議事録

- 1 日時 令和7年（2025年）4月8日（火）  
午前9時30分から
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩  
委員 園田 恭子

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 熊本県教職員等健康審査会委員の任命について
- 議案第2号 令和7年度（2025年度）熊本県教科用図書選定審議会委員に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第3号 教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について

#### （2）報告

- 報告（1） 「くまなびの日」の本格実施について
- 報告（2） 令和8年度（2026年度）熊本県公立学校教員採用選考考查について
- 報告（3） 就学前教育・保育を行う施設が加盟する団体と県教育委員会の連携協定について
- 報告（4） 県教育委員会と国立阿蘇青少年交流の家との連携協定について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第3号までは、人事案件のため非公開とした。

#### （3）議事日程の決定

教育長の発議により、報告（1）から報告（4）までを公開で審議し、非公開で議案第1号から議案第3号までを審議した。

#### （4）議事

○報告（1） 「くまなびの日」の本格実施について

#### 教育政策課長

教育政策課です。報告（1）「くまなびの日」の本格実施について御説明します。資料3ページを御覧ください。

くまなびの日は、令和6年度、全ての県立学校で試行しました。これは、児童生徒が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動等を行うとき、年3日以内

で、欠席日数に含めないものとして取り扱うものです。

試行段階における成果や課題等を検証するため、各学校への調査を実施したところ、4月から12月までの間で、668人の児童生徒が延べ954日取得しました。4月から7月に比べ、8月から12月の取得者は約2倍となり、取得者が増えているところです。

また、下段「主な取得事例」のとおり、美術館、博物館、史跡・建造物の見学やスポーツ観戦、音楽鑑賞、大学・企業見学、農作業体験、防災学習、ボランティア活動など様々な体験活動で活用され、子ども一人ひとりの個性や能力に応じた多様な学びの機会の創出につながりました。

学校現場からも、「学びの機会が広がり有用」、「学校では学ぶことができない体験的学習ができた」との意見があり、「くまなびの日」の導入は、多様な学びの機会を創出し、子供の可能性を広げる上で一定の成果がある取組であると考えられます。

一方で、制度の周知や、届出等に係る各学校での運用等について改善を求める意見があり、このような課題に対して、児童生徒や保護者等への情報発信の強化や、各学校の状況に応じた制度の柔軟な運用などの改善を行い、令和7年度から全ての県立学校において本格実施することとしました。

また、市町村に対しては、これまで、様々な機会をとらえて導入検討を促して参りました。令和6年度は御船町と西原村が参加し、令和7年度からは16市町村が参加する予定です。なお、未参加の市町村に対しては、引き続き参加を促して参ります。

次のページをお願いします。児童生徒や保護者、学校現場の意見と主な課題、対応を記載しています。

中段の表をご覧ください。主な課題は、児童生徒・保護者への周知、各学校での制度の運用、体験格差の懸念の3点です。

児童生徒・保護者への周知については、すぐる等を活用し更なる周知を図るとともに、ホームページに特設ページを開設し、事例集、県内公共施設・イベント等を掲載し、ワンストップで情報発信を行って参ります。

各学校での制度の運用については、事例集を作成・共有するほか、各学校での届出様式等について柔軟な運用ができる旨を実施要項やQ&Aに明記しました。

また、体験格差については、児童生徒・保護者への周知に通じる課題であり、1点目同様、事例集を公表するほか、県内公共施設やイベントの情報を掲載します。なお、国立阿蘇青少年交流の家では、くまなびの日の趣旨を踏まえ、体験的な学習活動プログラムを実施しており、このような、くまなびの日で活用可能な地域の施設、イベントを取りまとめ、随時ホームページの情報を更新し、周知を図って参ります。

下段の3、令和7年度中に参加を予定している市町村は記載のとおりです。

次のページには、参考資料として学校種別、時期別の取得者数を記載しています。説明は以上です。

## 教育長

ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いいたします。

## 田口委員

ホームページを拝見しましたが、しっかりと情報は提供されていますが、見られた方が自分達も家族であそこに行ってみたいというワクワク感があるかという点ではもう少し工夫が必要だと思いました。例えば活動している写真や、可能で

あれば動画などが入ると、イメージも湧きやすくて行ってみたいという気持ちになると思います。写真や動画を直接貼り付けることができなければ、せめてリンクを貼ったり、一覧表から各施設が運用しているホームページに飛んだり、工夫をしてはどうかと思います。今後、そのような対応が可能かどうか教えてください。

#### 教育政策課長

現時点ではPDFを掲載していますが、御指摘を踏まえ、ハイパーリンクを貼って、直接、施設やイベントのホームページに飛べるようにし、利用者の便利な形になるよう改善していきます。

また、画像や動画に関しては、まずは事例を周知するという観点から現時点ではまだできていませんが、魅力や活動の意義が伝わりやすいよう、視覚に訴える資料の提供が非常に有益だと考えますので、そちらも引き続き改善していきます。

来年度には参加市町村も増えますので、必要に応じて市町村と連携しながら、幅広い年代の子どもや家庭に魅力が伝わるような情報提供を心がけていきます。

#### 園田委員

ホームページで案内するということは、基本的には誰でも参加できるということですか。

#### 教育政策課長

県立学校に関してはどの学校も導入しており、居住地に関わらず参加できます。市町村立学校は、最終的には市町村が制度に参加するかという判断になるため、参加している市町村に住んでいる方であれば、くまなびの日を活用した体験学習等ができます。

参加市町村は、資料2ページの下段に記載した各市町村が参加予定と聞いています。

#### 園田委員

分かりました。ホームページに載っている時点で、誰でも、市町村立学校も参加できると思ってしまいがちだと思います。そのため、そこは分かりやすくしたほうがいいと思います。市町村に関しては参加表明が必要ということですか。

#### 教育政策課長

市町村で参加するという意思決定をし、取り組んでいただくということです。

また、一部の市町村立学校での導入のような形で御説明はしていますが、実際に見られた方が、より分かりやすい表示の仕方へと改善を進めていきます。

#### 三淵委員

関連して、県としては各市町村全体に広げるという方向だと思いますが、例えばあと何年程で全てに広げるという予定でしょうか。

それと今周知をしていく中で、まだ様子見というか、一步待っている理由があれば、教えてください。

#### 教育政策課長

何年度までに何市町村のような具体的な目標値を定めているわけではなく、できるだけ多くの市町村に参加いただくよう取り組んでいます。

現状では、検討中や参加するつもりがない市町村もあります。例えばその魅力がより伝わるような情報発信をホームページの中で進めていくことで、意義をより理解していただきたいと思います。その中で参加市町村が増えていくことを期待しつつ、また、ホームページに載せるだけでなく、積極的に働き掛けを進めていきたいと考えています。

#### 西山委員

くまなびの日は、非常にいい施策だと思います。ぜひ全市町村が参加できるようになればいいと思いますが、逆に参加してない市町村の反響が少し心配に思います。令和7年度はこのような形で実施することや、ホームページに掲載したことを参加してない市町村にも早急にお知らせし、次の機会には入っていただくような、参加してない市町村への配慮をしっかりとしてほしいと思います。

#### 教育政策課長

市町村への周知、また参加してない市町村への配慮はしっかり取り組んでいきます。

#### 教育長

これは、知事会が休み方改革という中で進めているもので、九州の中で、県レベルで取り組んでいるのは熊本県くらいだと思います。全国的に見ても、愛知県や茨城県など3、4県です。経済界も、この休み方改革や休み方の分散などを推奨されて、市町村でも令和7年度にこれだけ出てきたのは、市町村レベルで商工会議所や商工会議所連合会が、市町村長に要望書を出して、動きが出てきたところだと思います。このような中、私達もホームページ等で周知を進め、市町村もおそらく、令和7年度、それから令和8年度あたりで増えていくのではないかと考えています。今後も働き掛けを進めていきます。

#### 西山委員

少し外れるかもしれませんが、子どもたちの休み方改革ということで、くまなびの日の施策が進んでいるところですが、併せて先生の働き方の中での休み方について、以前少しお話があったところです。

3月までに振替休日や年次有給休暇を取らなければならない制度になっているところを、7月まで、例えば4ヶ月ぐらい猶予するという形になると、先生方は振替休日を夏休みに取れると思います。非常に先生の仕事の魅力が高まるのではないかと思います。くまなびの日も見えていたところです。ぜひ先生の働き方改革についても、振替休日や年次有給休暇の期限の設定の仕方を検討いただいて、先生の休み方改革を進めてほしいと思います。

#### 学校人事課長

御指摘のありました振替休日などは、どちらかというと労働基準関係の法律で、前何週、後何週までに休むというところに縛られているところがあります。ただ、特に県立学校については、今までは学校の授業があっている期間中は海外旅行など行ってはいけないという原則がありましたが、昨年から、学校長が認めれば、例えば終業式に間に合わなかったり始業式があったりすると休めないなど、そのようなことはなく、幅を持たせた休み方ができるよう変えています。

多様な働き方で言えば、県立学校については、昨年時差出勤も試行しましたが、今年の4月からは本格施行しています。これらの制度も含めて、先生たちも、より自分の見識を広める場を作るなど働き方を考えていきます。

#### 西山委員

年次有給休暇は半年単位でみるのでしょうか。

#### 学校人事課長

1年単位です。

#### 西山委員

例えば切り替わるタイミングを3月と4月から8月と9月にするなど、期間の決め方もあると思います。先生の人員が少ない中で魅力化を進めないといけないということで、児童生徒が夏休み中に2週間まとめて旅行できるような制度にな

れば、とても先生の魅力が上がると思います。

制度については、様々なことを考えて、規制改革をしてもらいたいと思います。特区制度なども色々あるので、熊本県の教員になったら夏休みに2週間ぐらい休めるとなれば、応募がとても増えると思います。

#### 学校人事課長

できることとできないことがあります。魅力を高める方法は研究して、できることから改善をしていきたいと思います。

#### 西山委員

できることとできないこととありますが、やっていけばできると思います。今はできなくても、半年、1年後にはできるような形で、ビジョンを作って、あるべき姿を作りながら進めてほしいと思います。何度も言いますが、夏休みに休めるのなら、一般企業に就職するより先生の方がいいと私は思います。

#### 田口委員

使わなかった年次有給休暇の一部を翌年度に繰越しという制度はあると思います。それを使うと、前年度には使えなかった、余った分の一部は、翌年度に使えますか。

#### 学校人事課長

正確に言いますと、3月と4月で切り替わるのではなく、12月と1月のところで年次有給休暇は切り替わります。毎年、20日間の年次有給休暇が付与されますが、最大20日間は翌年度に繰り越すことになっています。先生方はその年次有給休暇と、加えて夏季休暇は5日間ありますので、それをフルに活用して海外旅行に行かれる方もいます。そのような休みやすさなどはPRを全然していないところがあります。

#### 西山委員

そのPRはしたらいいと思います。

#### 学校人事課長

検討していきます。

#### 西山委員

夏休みに学生がいなのに学校に行って座っているなんてナンセンスだと思います。どんどん使った方がいいと思います。

#### 田口委員

夏休みも割と忙しいようです。

#### 園田委員

先ほど先生方の見識を広めるためにもお休みをとということがありましたが、それは有給以外に特別休暇のようなものを設けているわけではないのですか。

#### 学校人事課長

それはありません。

#### 園田委員

子どもたちに、このような休み方改革ということで、何か設けるのであれば、やはり先生方にも特別休暇のようなものを。先生方はどうしても他の仕事などを経験する機会がないと思いますので、そのような制度もあるといいと思いました。

#### 教育長

今のは休暇と言いますか、研修となれば業務になりますので、業務で命令すれば一週間とか研修してきなさいということで、予算を取ってやることはできると思います。

## 園田委員

何か興味があるものに関して、自身の何か見識を深めるために私はこういうことをやりたいからお願いしますというようなものがあると、先生たちの個性がもっとキラキラとなるかなと思います。

## 教育長

業務とは関係ないところですね。

## 園田委員

そうです。

## 教育長

そのようなところは年次有給休暇等を使ってしていると思いますが、実際は最大40日あります。さっき言いましたように、20日がずっと消滅時効2年が時効なので、20日ずつ増えていく。要は、40日も使えていません。今、大体平均が十数日です。知事部局の職員もそうですし、教員が今一番取れていると思います。知事部局は年間平均11日から12日です。教員が13日か14日くらいだと思います。警察は分かりません。最大40日は使えるので、それを使っている方もいますし、あとは職場や仕事の整理をしながら、年次有給休暇を使うというのが一般的で、うまく使えるようにしてあげることが必要なのかもしれません。

## 教育長

よろしいですか。

○報告（2） 令和8年度（2026年度）熊本県公立学校教員採用選考考查について

## 学校人事課長

学校人事課です。報告（2）令和8年度熊本県公立学校教員採用選考考查について、配付しております資料により説明させていただきます。なお、この採用選考考查につきましては、来週の月曜日から募集開始としておりますので、すでに昨日、公表させていただいているところです。

まず、はじめに、「主な変更点」と記載されている1枚紙を御覧ください。今年度は、大きく5点、改善を行っております。

1つ目と2つ目が大学等推薦関連です。大学等との意見交換で、推薦手続きは早くしてほしいとの意見もあったことから、昨年度よりも1か月早め、今年度は1月から推薦条件の公表を行いました。

一方で、すでに倍率が一定程度見込まれている中学体育については、今年度は推薦対象から外しました。推薦については3月にすでに応募を締め切っております。中学校保健体育は対象外になったこともあり、昨年度の97名から77名と少し減少しておりますが、熊本大学からは13名から22名と増えております。学生に周知が進み、しっかりと準備をして応募に臨んでいただいているところです。

3つ目が、「一部教科等における考查内容の変更」です。近年の応募状況に加え、専門性の高いここに掲げる教科につきましては、1次選抜は行わずに、二次考查で専門教科の筆記と個人面接、模擬授業などで選考することとしました。

4つ目が、「特別免許状を要件とした受考資格の導入」です。昨年度は、普通免許取得予定のみをキャリアチェンジ特別選考受験対象者としておりましたが、それに加えて、特別免許状所有者又は志願時に特別免許状を申請中の者に

についても、キャリアチェンジ特別選考で受考できるようにしました。

5つ目が、「キャリアチェンジ特別選考の受考資格の拡大」です。4つ目で説明したとおり、特別免許状所有者等についても、キャリアチェンジ特別選考を受考できることとしました。また、幼稚園教諭普通免許状を所有し、幼稚園等で正規の教諭として3年以上の勤務経験があり小学校教諭等を志願する者については、ほかのキャリアチャレンジの受考者が5年の職務経験を必要としているところを3年の経験で応募できるよう、職務経験を短縮して、キャリアチェンジ特別選考の受考資格に追加しました。

次に、選考考査のスケジュール等についてですが、「実施要項」の初めのページを御覧ください。昨年度から選考スケジュールを1か月ほど早めておりますが、今年度も昨年度と同程度の実施としております。まず、本年度の受付期間は、来週月曜日の4月14日から5月1日までを予定しております。第一次考査を、6月15日に、第二次考査を、7月27日から8月1日の期間に実施する予定です。第二次考査の合格発表については、9月中旬以降を予定しております。

次に、採用予定人数についてですが、要項の1ページの「3 受考校種・職種及び教科等」をご覧ください。「小学校教諭等」を140名程度、「中学校教諭等」を87名程度、「高等学校教諭等」を66名程度、「特別支援学校（学級）教諭等」を69名程度と予定しています。なお、全ての校種・職種の採用予定数の合計は、381名程度です。前年度の採用予定数350名程度より31名の増となっています。特に欠員率が高い特別支援学校（学級）教諭等を17人増加しています。

説明は以上でございますが、受考者数の確保を図り、優秀な人材を確保するため、本日ご説明した選考考査の改善に加え、大学訪問やPR動画の作成などにより、本県教員の魅力を伝える取組みの強化に努めていきたいと考えております。

学校人事課からの報告は以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

いろいろ御検討いただき、そして実行していただいていることは、感謝申し上げます。

免許を持っていらっしゃらない方々に、教員として働けるような環境を作っておられ、すごくいいなと思いました。台湾に以前、調査に行ったときには、割と工業・農業系の専門職の方は、企業とか研究所にお勤めであり、途中から教員を目指すという方が多かったように思います。さらに、最近3年以内にお辞めになる数が多くなっています。それは、新聞にも載っていたと思います。教育も同じような状況にあるのですが、生涯ずっと同じ仕事につくという認識が大分変わってきているように思います。教員から出ていかれるのは少し困ったものですが、外から入ってこられる可能性の方も多くなっているという状況であると思います。そのあたりについても、受入れやすい、チャレンジしやすいような環境を作っていただきたいと思います。そういう方々はたくさんいらっしゃいます。「こんなに活躍されてます。」というようなPRをされると、いろいろな業種、いろいろな地域から入ってきてくださるようになるのではないかと考えているところです。

引き続きいろいろ御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

## 学校人事課長

ありがとうございます。学校人事課です。おっしゃったとおり、今回キャリアチェンジ枠は昨年からはじめており、昨年は12名の合格が出ております。今年度の4月から、その方々が先生になられています。そういった方々をクローズアップしてPRするなど、いろいろな取組をしながら、外から入ってくる方を増やしていきたいと考えております。専門性がある方には特別免許状を発行できます。小学校にはいらっしゃらないのですが、中学校・高校、特に工業系などでは特別免許状を持ってすでに臨採として働かれている方がいらっしゃいます。そういった方々も、今回、採用試験の対象に加えました。どこまでできるかということを手探りで今やっているところですが、そういう視点を持ちながら、幅広い受験者が応募できるように取り組んで参りたいと考えております。

## 田口委員

よろしくお願いします。

## 教育長

確認です。去年、キャリアチェンジで受かった12名の方々は、免許を持っていなかったということでしょうか。

## 学校人事課長

持っていた方と、通信制などでこの4月までに取られた方となります。昨年度の試験に合格して、教壇に立たれているのが12名です。

## 教育長

では、1年で免許を取られたということでしょうか。

## 学校人事課長

ある程度取られている方でも、あと少し取れば免許を取れるというような方もいらっしゃいます。以前はかなり教員の倍率が高かったために、違う職種に就いておられた方で、既に免許をお持ちでチャレンジされた方が昨年度は多くいらっしゃいました。今年度は更に枠を広げましたので、いろいろな方々に受けていただくことを期待しているところでございます。

## 教育長

それではこの件については、これでよろしいでしょうか。

○報告（3） 就学前教育・保育を行う施設が加盟する団体と県教育委員会の連携協定について

○報告（4） 県教育委員会と国立阿蘇青少年交流の家との連携協定について

## 社会教育課長

社会教育課です。昨年度末に行いました連携協定について、2件報告します。

まず、資料6ページ、報告（3）「就学前教育・保育を行う団体」との協定です。四角枠囲みのとおり、こどもまんなか熊本の実現には、こどもを支える家庭への支援が欠かせません。

「親の学び」講座をはじめ、継続した家庭教育支援の充実を図るため、資料中段のとおりに、各幼稚園・保育園団体と協定を締結しました。

連携協力事項にありますとおり、各団体とも協力・啓発しながら、教育と福祉の一層の連携を進めていきたいと考えております。

1件目の説明は以上です。

続いて資料7ページ、報告（4）「国立阿蘇青少年交流の家」との協定です。四角枠囲みのとおり、体験活動・交流機会の充実、青少年の健全育成、教育の

活性化につながります。

連携協定事項に記載の各種取組をとおして、例えば、本日、報告（１）でありました「くまなびの日」の施設の利活用や、今後予定されている台湾との教育交流での連携など幅広い協力を行っていきたいと考えております。

国立施設のもつノウハウを、県立の青少年教育施設にも生かしながら体験・交流機会の拡大につなげていきたいと考えております。

説明は以上です。

#### **教育長**

報告（３）と（４）の説明について、御質問等があればお願いします。

#### **三淵委員**

幼稚園は文部科学省の管轄、保育園は厚生労働省の管轄であると思いますが、連携協定の際に差しさわり等なかったですか。

また、幼稚園の学習指導要領についても、連携協定の範囲に入りますか。

#### **社会教育課長**

資料報告（３）の中にありますように、今回出席した協定を結んだ団体は、幼稚園・保育園等をまとめておられる各団体です。そして、出席者として教育委員会側に加えて健康福祉部のこども未来課長にも出席いただきました。それぞれ所管が文部科学省、厚生労働省の窓口機関が一堂に会したのですが、意見交換では「団体の立場から教育のほうは敷居が高い」と感じることもあったが、「こうした機会を契機に少しずつ情報交換を始めていけばいい」との期待の声もいただきました。

協力としては、連携協力事項にあるように、①については「親の学び」講座をこれまで以上に推進していこうとするもの、②については、本課で家庭教育支援のためのチラシを作成しているので、行き届くように配付すること、③は、フォーラムや研修の機会に団体をとおして参加を呼び掛けるなど、学習指導要領に基づく取組ではありませんが、発達段階に応じたきめ細やかな連携を図っていききたいと考えています。

#### **三淵委員**

いずれにしてもこのようなことは大事であると思っています。園によって小学校就学までに学ぶことに差があると思います。ある程度、就学に向けてどこまで学ぶかというところは必要だと思うので、このような連携協定は大事だと思います。

#### **市町村教育局長**

追加で説明します。保育園と幼稚園で管轄が違いますが一括して連携協定を結ぶことで、どちらにも対応できるという体制を構築しているところです。また、保育士や幼稚園教諭など先生方への研修等については、義務教育課にある幼児教育センターにおいて、教育と福祉は別ということではなく、一括して保育士の方も幼稚園教諭の方も一緒に研修を行うなど体制を充実させています。

#### **園田委員**

まず、連携協定までに「今までできなかったこと」「できていたこと」が具体的に示されていると分かりやすいと思います。

支援が必要な子どもたちが小学校に上がった時に、先生方にその情報が伝わりにくいという話を聞いたことがあります。また、子どもたちの扱いを個人個人の細やかな対応につなげるための連携があればいいなという話も聞いたことがあります。それも含まれていますか。

もう一つ、保護者が初めて第一子を小学校に上げるときに、保護者の小一ギャップのようなことがあります。保育園とか幼稚園では、手厚く保護者に対しても説明があったり、子どもたちに先生方が手を差し伸べてくれたりするのですが、小学校になると保護者に対しても自主的なものを求められたりします。保護者の小一ギャップを埋めるためにも「親の学び」とかで連携が作られていくと、保護者も少しハードルが下がるのではないかと思います。すごく良い取組だと思います。

### 社会教育課長

ありがとうございます。協定の締結内容は、協力事項において総論的に書いてありますが、具体的な取組については各団体と協力を深める中で取り組んでいくことになるかと思っています。御指摘もあった保護者の小一ギャップや、これまで十分にできていなかった連携に関しても、少しずつ具体化につなげていきたいと思っています。

### 三渕委員

園田委員が言われたように、幼稚園・保育園と小学校では、先生の声色から話し方まで違うので、子どもたちも保護者も戸惑います。だから親の教育も大事です。環境が急に変わりますが、5、6歳で子どもたちも変わりますね。できなかったことが6歳になると小学校に入れるように変わる。変わらざるを得ないのでしょうが、その変化をスムーズにいくことが大事です。

障がいがある子や支援学級をどうするのかは、保護者の希望と違ったり、学校から断られたりすることがあります。また、保護者も自分の子どもがどのくらい支援が必要なのか分かっていなかったり、支援の必要がないのに支援学級を希望したりしています。そのようなことに関しても、学ぶ機会が必要であると思いますので、専門家の方からの話をするとか、福祉の方が携わっていることもあるので、その方との連携とか考えられます。連携に関しては必要ですし、上手くいっていない部分が多少あると思いますので、このような機会がきっかけとしていけば良いのではないかと思います。

### 社会教育課長

これから保護者だけでなく、幼稚園・保育園の先生方も含めて、親として学ぶ機会は様々あると思いますので、きっとそのような課題も深く知ることができますし、今後の特別支援との連携についてもこれから進める予定にしていますので、しっかり考えていきたいと思っています。

### 教育長

この点につきましては、これでよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

### 教育長

ありがとうございました。

## 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和7年（2025年）5月13日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

## 7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前10時55分。